

地方行政委員會議録 第十二号

昭和三十七年二月二十日（火曜日）

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長	園田	直君
理事	川村 継義君	彌三君
理事	渡海元三郎君	理事 太田 一夫君
理事	阪上安太郎君	
伊藤	鐵君	宇野 宗佑君
小澤	太郎君	亀岡 高夫君
大竹	作摩君	田川 誠一君
津島	文治君	前田 義雄君
山崎	巖君	安宅 常彦君
二宮	武夫君	野口 忠夫君
門司	亮君	山口 鶴男君
渡辺	惣蔵君	

出席國務大臣

國務大臣 安井 謙君

出席政府委員

警察庁長官	柏村 信雄君
警察視監	宮地 直邦君
警察庁長官官房長	木村 行藏君
警察庁保安局長	大上 司君
自治政務次官	奥野 誠亮君
自治事務官	
自衛隊事務官	
委員外の出席者	
警察視長	大津 英男君
警察庁警務局長	
警察人事課長	
専門員	圓地與四松君

本日の會議に付した案件

参考人出席要求に関する件
警察法の一部を改正する法律案（内閣提出第一九号）

地方交付税法の一部を改正する等の法律案（内閣提出第九七号）

○園田委員長 これより會議を開きます。これより警察法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○川村（繼）委員 本委員会に道路交通対策の小委員会を設けられていろいろと御研究いただいて、先週交通の安全と円滑並びに事故防止に関する決議案を作成していただいて、今日の交通事情に對処する配慮をいただいたことを非常に感謝いたしております。ちょうど警察の方から警察法の一部改正の法律案が提出されておりますが、その内容は、交通局を新設しようという点と、一部定員の増加を提案の趣旨としたしてあるのでありまして、われわれといたしまして別にこれに異議を差しささむものではないと思っております。ただ、この際せひとも定員の増加、交通局の設置という内容に關しまして、一部定員関係を重点として、ごく簡略にお尋ねをいたしておきたいと思っております。

局、警務局、保安局、警備局、通信局、これが現行定員何人で、警察官がその中に何人ある、それだけ初めに明示を願いたいと思っております。

○柏村政府委員 お答え申し上げます。現在の定員関係でございますが、長官官房は二百十六名、うち二十一名が警察官でございます。警務局は百十九名、うち五十名が警察官、刑事局は三百五十四名、うち六十八名が警察官、警備局は百九十五名、うち百十五名が警察官、通信局は八十四名、うち三名が警察官でございます。これに對しては、保安局は、少しこまかに申し上げますと、防犯少年課、保安課、交通企画課、交通指導課、外勤課の五つに現在分かれておりますが、防犯少年課が二十三名うち十六名警察官、保安課が二十名うち十名警察官、交通企画課が二十名うち十六名警察官、交通指導課が十八名うち十六名警察官、外勤課が十六名うち十名警察官ということに相なっておりますわけでありまして、これに對しまして、今回の定員改正で交通指導課に六名うち四名警察官、この六名が増員に相なるわけでありまして、そのほかただいま申し上げました警務局に年金関係で三名、それから通信局に技術関係で七名、科学警察研究所にこのほか三名の増員が認められるという次第でございます。

○川村（繼）委員 今の数字を承ります。その内部の総数、定員というものが現われて参ったわけでありまして、問題の保安局は合計いたしまして、現行で定員が九十七名になる

ようでございますが、誤りございませんか。

○柏村政府委員 仰せの通りでございます。

○川村（繼）委員 今の保安局が九十七名の定員で、今回それに六名の定員を増加することになるわけでありまして、保安局が交通局を独立させたあと、交通指導課等々の交通関係の現行によると三十八名というものが別に独立する。それに改正によりまして六名プラスして、交通局が独立するわけでありまして、保安局から独立いたしますと、残された保安局から独立いたしますと、通局、それらの人員の振り分けが、もとと保安局の定員が他の局に比べて少ないと思つたに、別途独立した関係において、あるいは交通局に約四十名あまり、保安局に約六十名ばかり、こういう格好になって参りますと、保安局及び交通局の使命というものは、たしてこの人員で達成できるのであるかどうか、長官官房においても二百十六名おる。その他の局においても相当数の定員を持つておる。通信局においてさへ八十四名持つておる。ところが、この通信局よりもはるかに少ない保安局の定員になる、交通局がはるかに少なくなる。これで担当の責任を果たせるかどうか、特にせつかく独立されるこの交通局は、今日の交通警察に對処しようという、その責務を全うしようという非常な考え方で新設されるわけでありまして、この点について長官はどう判断し、考えておられるのか、お聞かせいただきたい。

○柏村政府委員 お話しのように、現在もすでに保安局が他の局よりも人数が少ないのでございます。もともと官房等におきましては、会計等の事務に携わる者が相当おる、あるいは運転手等もその中に含まれておるといふようなことで、いわゆる企画事務に従事する者がこれだけであるというわけではございませんし、また刑事局においては、鑑識が大部分を占めておるといふようなことで、必ずしもここに申し上げました数字が全部企画的な仕事ではございませんが、それにいたしましたも保安局関係が手薄であるということとはお話しのとおりでございます。今回も交通局の新設につきまして、当初二十五名の増員を要求いたしておつたのでございますが、人員をできるだけふやさないと、基本的方針に從いまして、わずかに六名だけしか認められなかつたわけでございますが、そればかりかこの六名をふやしただけでやつていくかという問題に相なるわけでございます。とりあえずは一応六名増員された者を交通指導課につけて、一局二課で発足をするという考え方でございまして、全体的に増員を控えるという基本方針は、できるだけ重行なところの配置転換等を部内において行なうということが中に含まれてい

る政府の方針であるようにも考えます。私どももいたしまして、六名しかふやされなかつた現在におきまして、交通行政を中央においてつかさどつていくためには、何としてもこれだけは十分でないというふうに考えま

するので、部内における配置転換等に ついても、さらに検討をして参りたい と思ひます。

さらに、科学警察研究所に、交通部 というのを設けていただいておりますが、 いろいろありますが、これは主として技 術、理論面でございますが、こういう ものとの関連性等もあわせ考えましょ う、できるだけ部内の配置転換等を使 して、交通局発足の晩におきまして は、決してその運営に滞りがないよう に、遺憾のないように取り計らって参 りたいと思ひます。

ここで何人かを配置転換するかとい うことを今直ちに申し上げるわけには参 りませんが、極力そういうことについ て部内各局の協力のもとに、交通局の 円滑な運営をはかつて参りたいといふ ふうに考えております。

○川村(維)委員 定員をむやみに増加 するという事は大きな問題であらう と思ひますし、行政管理局あたりで も、十分なる課題として取り組んでい るわけでございます。その点は私もそ うなればならないと存じますが、こ のまま推移いたしますならば、長官官 房も、どうしてもこれより以上減員は できない。配置転換不可能である、刑 事局においても、警備局におい ても、もしかりというふうな状況になら ば、また来年度この保安局並びに交 通局の定員増加ということが考えられ はないか。それは、今日定員増加とい うことはなかなかむずかしい問題で あるし、むやみやたらに増加すべき じゃないという一つの基本方針は、わ れわれは堅持しなければならぬ。そ うなると、長官のお話しの通りに、や はり内部部局内におけるところの配置転

換という事は、当然考えられなきや になりませんが、この際長官のお気持と して、来年度は定員増加等を保安局並 びに交通部に要求するんでなくて、内 部部局におけるところの配置転換で、 その機能を完全に發揮できるように やって行く方針だということに、はっ きり承つておいて差しつかえございま せんか。

○柏村政府委員 私どもの努力といひ ましたは、極力そういう方向でやっ て、ことし増員が少なかったため、来 年はぜひとも相当の増員をしていただ かなければ成り立たぬというふうな考 え方でなく進みたいと考えてございま す。各局におきましても、これは私の 統制のもとに、十分交通局の存在理由 というものについて、深い認識を持っ ておるわけでありまして、警察庁全 体としてにらんでみて、配置転換を極 力考えていきたいというふうな思つて おるわけでございます。しかしまた一 年間の推移におきまして、来年、必要 なる増員を要求するということが全く ない、いたしませんということも、こ こで断言いたしかねるわけございま すが、方向としては、極力部内の配置 転換によつて、能率的な運営をはかり たいというふうな考えておるわけござ います。

○川村(維)委員 警察庁の付属機関の 警察大学校、科学警察研究所、皇宮警 察本部、これの定員も、いただいた資 料に明示してございしますが、さらに地 方機関として、管区警察局長、東京都、 北海道警察通信部の定員も明示されて おります。合計、現行で七千七百五十 七人、今度の改正で七千七百七十六人 になるわけでありまして、私、これ、

ちよつとよくわかりませんからお尋ね いたしますが、法の五十七条によると ころのいわゆる地方公務員の数、こ れは私は、多分現行二百八十人の地方 公務員というものがあつて、これは警 務官と見えていく方が至当ではないか、 五十六条でそういうふうな、必ずしも それが国家公務員としてのあなた の方の定員ではないかという事は、は っきりしてないから、あなたの方の定 員として見えていく方が至当ではない か、こういう感じもするものでござ います。この点、人事課長いかが ですか。

○大津説明員 ただいまの御意見の趣 旨から申しまして、任命権が国家公安 委員会にあるというふうな点から申し ますが、警察庁の定員と見えてきて いくということも一つの考え方かと存 じます。従いまして予算におきまして は、警察庁予算の中に地方公務員の定 員が二百八十名含まれておる、こうい う立て方になつておられますが、国の 機関といたしまして、警察本部、それ から付属機関、管区の地方機関、こうい う機関の定員が警察庁の定員になつて おる。それに対して、都道府県警察 には配置されておるという意味では、警 察に配置されておるといふ意味では、警 察の定員ともいたしうかというふう なことで、現在の警察法並びに警察法 施行令におきまして、こういうふうな 形で定めておると思ひますが、お考え のように、任命権の關係から参ります と、警察庁の定員として考えていって もいいのではないかと、かように考へて おります。

○川村(維)委員 これはほかの官庁に もそういう例がないでもないようであ りますけれども、今になつてこういう

議論をするのは少し的はずれかもしれ ませんが、地方に配置されておる地方 公務員、警視正以上の国家公務員は、 これはやはり当然警察庁なら警察庁の 定員として見えていく方が至当ではな いか、五十六条でそういうふうな、必 ずしもそれが国家公務員としてのあなた の方の定員ではないかという事は、は っきりしてないから、あなたの方の定 員として見えていく方が至当ではない か、こういう感じもするものでござ います。この点、人事課長いかが ですか。

○大津説明員 ただいまの御意見の趣 旨から申しまして、任命権が国家公安 委員会にあるというふうな点から申し ますが、警察庁の定員と見えてきて いくということも一つの考え方かと存 じます。従いまして予算におきまして は、警察庁予算の中に地方公務員の定 員が二百八十名含まれておる、こうい う立て方になつておられますが、国の 機関といたしまして、警察本部、それ から付属機関、管区の地方機関、こうい う機関の定員が警察庁の定員になつて おる。それに対して、都道府県警察 には配置されておるといふ意味では、警 察に配置されておるといふ意味では、警 察の定員ともいたしうかというふう なことで、現在の警察法並びに警察法 施行令におきまして、こういうふうな 形で定めておると思ひますが、お考え のように、任命権の關係から参ります と、警察庁の定員として考えていって もいいのではないかと、かように考へて おります。

○川村(維)委員 その点は少し皆さん の方で検討いただきたいと思つので す。任命権も国家公安委員会が持つて

おる、給与も国家から出ておる、そう いう公務員、いわゆる警視正以上の諸 君を、あなたの方の定員として見てい かないというの事は、ちよつとふに落ち ないようなところがありますから、や はり十分検討していただきたい、その ようにお願ひいたします。

それからもう一つ、第三点としてお 聞きしておきたいと思ひますことは、 東北、関東、中部、近畿と管区警察 局がございしますが、その管区警察 局の定員、これは今すぐお答えいただけ れば、それでもいいのでございませう けれども、いつかあとでよろしゅうござ いますから、そういう資料を書いてい た だいてもいいと思ひますが、たとえ ば東北何名、中部何名、九州何名とい うくらいでよろしゅうございしますが、 こ ういう人たちの定員というものはどう なつておるのでございませうか、どこに 所属しておられますか。

○大津説明員 先ほど申し上げました 警察庁の定員に入つておるわけござ います。警察庁の付属機関の定員で ございまして、警察庁一本の七千七 百七十六の中に入つてくるわけであり ます。

○川村(維)委員 付属機関じゃなくて 地方機関ですね。

○大津説明員 そうでございます。

○川村(維)委員 そうしますと、そこ で一つお尋ねいたしますが、この管区 警察局長の中で、関東、近畿を除いたほ かの管区警察局長は、総務部、公安部、 通信部という三部に分けておる、現行 はそうなつておると思ひます。ところが 関東と近畿は、それに保安部という 一部を加えた四部に分けておる。しかも その関東、近畿は保安部の中に交通警

察の担当業務というものがあつた、ほかの管区は、公安部といふか、そこに交通警察の担当があるようです。そこでお尋ねしたいことは、今日のように交通問題が非常に大きな問題として社会問題にもなつてゐる、交通警察の重要な仕事として出てきたときに、この管区警察局における交通警察は、今のままの部局編成、組織編成でやはりやうていこうとするのか、あるいは早急に政令等の改正によりまして、いわゆる交通部といふように、この交通行政に対処しようといふ考案があるのかどうか。警察庁の本部だけは交通局を独立させていろいろ仕事をしようとしてゐる、地方は地方で従来通りの形でやうていこうとする、何かわれわれには矛盾を感じるわけです。本部の体制が強化されてその責任を全うしようとするならば、地方の管区警察局長等においてもやはりそういう考案方が現われてくるのが至当ではないかと思つておりますが、これについて長官の構想を一つお聞かせおきたいと思つておきます。

○柏村政府委員 関東と近畿の管区局に保安部を設けておるわけでございますが、大体管区警察局長の機構はできるだけ簡素にいたしまして、その管内の警察運営の重点につきましてこれに指導、援助し、あるものについては監督をしていくというような考案方で参つてきておつたのでございます。

関東、近畿におきましては、特に交通、少年等の保安関係の仕事が第一線において非常に加重されてきて、これに対する指導監督というものが非常に重要度を増して参りましたので、他の

局は一応中央における官房、警務を総務部、運営管理面の刑事、保安、警備三局關係を公安部といふことで、通信を除きまして二つに分けておるわけでございますけれども、関東、近畿については、むしろ中央の機構改編に先立つて保安關係の部を独立させたといふような事情でございます。従いまして、ただいまの考案といつたしましては、中央に交通部ができませんから、直ちに地方に交通部を作るといふ考案には至つておらないわけでございます。とりあえず管区局につきましまして、現在の機構でこれに対処して参りたいといふふうな考案しておりますけれども、さらに福岡であるとか、あるいは中部であるとか、必要に応じて関東、近畿にならうたような体制が必要であるといふようなことになりますれば、それに対応するような機構の改編といふことも考案していかなければならぬと思つておる、さらにまた関東、近畿等につきましまして、特に交通に重点を置かなければならぬといふような観点から、組織改善といふことも検討を要するものがございます。ただ現在におきましては、先ほど申し上げましたように、むしろ管区局はできるだけ簡素にする、しかもその中であつて関東、近畿については中央の機構改編よりもむしろ先んじて申しますか、保安局のできる際に交通、少年等についての重要性を考えて分課して参つたわけでございますので、現在としては一応現在の機構で進んで参りたい、しかし将来さらに検討していきたいと思つております。

○川村委員 管区警察局長あたりの構成が、あまりにも複雑多岐になることは避くべきだといふことは、私たちがしろうとながらよくそういう了解をするわけですが、ただ同じような、私心が配しておるようなことが、この都道府県の警察本部等については、これは長官が今お話しのようなことではたしていいか。これはより強い疑問が出てくるわけですが。これは政令を見ましても、警視庁には交通部というものが設置されておる。大阪の警察本部には交通部というものはない。保安部といふものの中で交通警察を担当することになつておる。一体東京と大阪との差があるのか。私は率直に申しまして、少なくとも警視庁に交通部といふものがあつて交通警察を担当しておるならば、大阪の警察本部だつて、やはり交通部といふものをちゃんと作つて、そこで担当させるといふ考案があつてはかかるといふか。北海道やその他の指定府県では、警備部の中にそういう警ら交通の担当を規定をいたしておる。そのほかの、指定府県以外の府県には、警備部の中に交通警察を事務所掌として規定をしておる。今日のこの交通状況はただ単に大阪、東京だけではないと思つておる。地方においても、やはり相当重要な問題をかもしておるときでありまして、その交通警察の真価を發揮し、しかも交通のこういう違反等を少なからしめるような責任を全うするためには、やはり警視庁、大阪警察本部あるいは北海道、指定の府県、その他の府県、それが警備部の中にあつたり、保安部の中にあつたり、こういうような所掌責任形態でなくて、やはり交通部なら交通部といふのがこの際ちゃんと独立をして、その責任に任ずるような方向がよくはないか、こういう気がするわけですが。その点について、一つ長官の御見解をきかせておいていただきたいと思つております。

○柏村政府委員 お話のように、交通行政が非常に多岐にわたる、重要度が増して参りましたので、各府県におきましても、非常に交通關係の部課が独立する傾向がございます。大阪におきましては、東京よりは早くしてございまして、東京よりは早くしてございまして、現在では交通部が独立しております。それから一々ここに覚えておられますが、交通部が独立して参る傾向は、最近ことに強くなつておるわけでございます。交通部を設置しております府県といたしましては、警視庁、大阪、神奈川、兵庫、それから愛知県と京都府におきましては警ら交通部を設置しておるということ、警備とは別にいたしておるわけでございます。北海道その他の府県におきましても、これは各府県が、大體の基準は示しておりますが、独自の見解によつて、部課の編成をいたすことになつておるわけでございますが、全体の約三分の二の府県におきまして、もつぱら交通警察を所掌するような交通課を設置するに至つておるわけでございます。それから交通課を設置してない府県におきましては、交通警察と警らなどの外勤警察を所掌いたします警ら交通課において処理いたすような状況でございます。お話を点はまことにござつてもございまして、が、傾向としては、確かにお話しのような御趣旨に沿つて動いておると思つておるけれども、さらにそういう方向に進むように指導いたして参りたいと思つております。

○川村委員 次に、別表の第一を見ますと、各都道府県の地方警察職員の警察官の定員の基準が示してあります。これは警察官の定員でございますから、それぞれの各警察本部の警察職員の定員ではない、このように存じます。そこで、ついでのとときに警察官を含めた警察職員のいわゆる定員といふものを何かプリントでもしてお示し願つたいと思つております。

○柏村政府委員 定員の基準は、あくまでも基準でございます。これを上回つておる府県もあるわけでございます。この基準と申しますのは、われわれとして、合理的にこの程度が、その県の適当な定員であると考えられるといふものを、基準として示しておるわけでございます。地方財政計画におきましても、この基準に基づいて財源措置を考へておるわけでございます。

○川村委員 何となく財源を自前で考へながらやつておるという苦痛を忍びつつやつていただいておりますわけでございます。

います。率直に申しまして十三万一千九百三十人という定員よりは、国全体として総計いたしてみますと、若干上回っておるのが実情であろうと思ます。

○川村(維)委員 今、人事課長、長官からお答えいただきましたように、この政令の別表で定めておる十三万一千九百三十人、この警察官の定員は、基準としてこのまま生きておるけれども都道府県によっては条例で相当上回っているところがあるというようなことです。そのように条例によって、この定員をはるかにオーバーしているところがあると解釈してよろしゅうございませぬ。——そうすると、どれくらい現在のこの基準定員よりも全国的に見て上回っておるか、数がおわかりでございませしたら、あわせてお答え下さい。

○大津説明員 東京それから神奈川、その他の府県を合わせ、大体五百名程度上回っておる状態でございます。○川村(維)委員 長官、この基準というのは、さっきお話しした言葉にも少し出たようだけれども、北海道何名、東京何名、福岡何名と一応基準を示してありますが、これはたとえは人口とか、いろいろ社会の客観的な条件、そういうもので定められたと思ひますけれども、この基準をお定めになった内容を少し説明していただきたい。

○柏村政府委員 これについては、私も必ずしも現在の基準というものが、すべて合理的な基礎によってできておるといふことは、遺憾ながら申し上げにくいのであります。できるだけそういう合理的な基礎をもとにしまして、定員の基準というものをなるべく努力

をいたしてきておるわけでございませぬ。その後のたびたびの増員等につきましても、全体の増員がある場合において不均衡があるものについては、若干の是正をしていくというようなことにやりました。できるだけ合理的なものに近づけつつあるのが実情でございます。もちろん人口であるとか、犯罪の発生率であるとか、それから非常に交通が不便であると逆にまた非常に密度が集結して警察対象が多くなる。いろいろの事情を勘案して作っておるわけでございませぬが、同時にまた過去におきまして、いわゆる国家地方警察と自治体警察とが分れておりました際に、これを統合するという際におきましては、合理化というよりも、経過的に、その現状をあまり変更しないということにむしろ重点が置かれたというようなこともありまして、自治体警察が非常に多かったといひますが、人口割りにして相当警察官の密度が高かったというところにおきましては、国家地方警察、自治体警察を統合して、府県警察にした場合に、そのときの定員を合わせて府県の警察にしたというようないきさつもございませぬ。そこには相当のこぼれがあるわけでありませぬ。その後先ほど申し上げましたように、いろいろと是正を加えておるわけでございませぬが、そうした歴史的な因縁もございませぬ。現在の基準定員というものが、どこから見ても合理的だというような数字には必ずしもなっておらないのでございませぬ。その点は私も率直に認めるところであります。

○川村(維)委員 そこで私が要望したいのは、一応警察官の定員の基準

が示してあますけれども、これはやはり相当、あらゆる客観的な条件が移動いたしておると思ひます。そこで警察庁としては、この別表第一の基準定員というものは、再検討していただくということが必要ではないか、こういうことを強く考えましたので、お聞きしておるわけです。これをぜひおやりいただきたい。そこでそういう意味におきまして、実は北海道から鹿児島に至る各都道府県の基準定員の中で、一応交通警ら——内勤、外勤を含めて、交通関係に携わっておる警察官が何名あるかということをお聞きしたのでございませぬけれども、非常に繁雑でございませぬから、それは保留いたしますが、できませしたら資料等でお示しいただきたい。

ただ一点ここで、そういう意味でお尋ねをいたしたのでありますが、東京都の基準定員は二万七千五百人となっております。ところが先ほどお話ししたように、あるいは条例等でこれは相当上回っておるかも知れませぬ。二万七千からはるかにこえておるかも知れませぬ。その二万七千余りの東京都の警察官の中に、いわゆる警ら等々の、交通関係に携わっておる警察官が何名おりますか。これはおわかりだと思ひます。そうして大体何割ぐらいあるか、そちらの方で、お示しいただきたい。

○川村(維)委員 二千五百となりませぬ。とおよそ一割足らずでございませぬ。これは新しい道路交通法が制定されるときに、いろいろ交通問題で論議をいたしたときに、私たちはぜひこの交通関係の警察官の皆さん方の増員に努力願いたい、このことを強く要求したはずでありますけれども、今のお話から言いますと、あまりそういう点は努力されていらないという感じを受けるわけです。幾分か増加しているようでありませぬけれども……今日の東京都なら東京都のこの状況を見るときに、私は警視庁の警察官の相当部分を、交通関係に従事してもらおうということが大事じゃないかという考え方を持たせて、私にこの点は警視庁におかれても警視庁とよく連絡をとられて、ぜひ一つ御配慮を願いたい、このように考えます。私たちはいつぞや、いわゆる予備隊などというものの員数を大いに削減して、交通関係に努力させたらどうかというようなことも申したいと思ひますけれども、これは一つぜひお考えいただきたいと思ひます。私たちが、今日の交通警察官の諸君の勤務というものを御存じでございませぬけれども、このものすごい交通の整理等に当たっておる警察官の勤務というものは、ずいぶん激しい重労働じゃないかと私たちは見ておるわけなんです。そこで、これは警視庁の方の方がお詳しいかも知れませぬが、長官おわかりでございませぬらお知らせいたしたいのですが、例の交差点等に立つて交通整理に従事しております警察官の人たちが、一日どのような勤務状態であるか、たとえば手を上げたり下し

たりしてやっておる時間がどれくらいあるか、そのほかどういふ勤務状況であるか、その点がおわかりでございませぬら、ちょっとここで話しをしていただきたいと思います。

○柏村政府委員 勤務態勢といたしましては、いわゆる三部制で、八時間勤務でございませぬが、実際に稼働いたしておりませぬのは、その半分ぐらいの時間というふうには理解しております。

○川村(維)委員 それはいつか、警視庁の担当の皆さん方にこまかにお聞きしたいと思ひますが、われわれがしろうとで、しばらく立ってあの人たちの状況を見ておりましたも、あの混雑するときは、実にそれは言葉に言えないほどの激しさであります。おそらくあれは一時間ぐらいの交代じゃないかと見ておるわけでありませぬが、あの混雑しておるときに、一時間ぐらい勤務して三十分休むか一時間休むか、その休んでおる時間は、今度はその付近を警邏するというような勤務に回っておると思ひますので、非常に激しいわけですね。しかも前よりもだいたいよくはなっておりますけれども、ものすごく車が混雑しておるときに、わずか一人の警察官が立ってこれを整理する、これはなかなか大へんでございませぬ。これは皆さんの方々が詳しいのでありませぬが、ああいう場合には一人ではなくて、二人の人を立てるといふような方法を講じていたくならば、あんな衝突等は起こらないんじゃないかと思ひます。一つ十分配慮して、できるだけああいう激しい勤務に従事しておるころの交通警察官の勤務状態をやらせてやる、そうして能率を上げてもらう、

そのためには実際に第一線に立つて交通整理の世話をしてくれるところの警察官の増員というのを考えなければならぬ、こう思うわけです。そうなるに二万七千余りの警視庁の警察官の中の、わずか一割足らずの二千五百人ぐらいでは、これは大へんな状態だと思えます。こういう点を十分御検討いただきたい。私は口はばつたことを申しすけれども、法規ができて、あるいはいろいろの対策が研究されましても、やはり実際の交通事故防止というものは、ああいう人たち、第一線の警察官が親身になって指導し、世話をしてくれるところ、やはり実績が上がるといふことを考えなければならぬと思えますので、この点はぜひ十分御検討いただいて、もう少し第一線の警察官を、交通警察官の諸君を増員する、そうしてその人たちの勤務を、もう少しやわらげてやる、こういうところを十分御研究いただきたいと思えます。

私は提案されており警察法の一部改正、つまり交通局を新設させる、この点に関連をいたしまして、直接関係のある問題を二、三点御指摘申し上げますが、御要望も申し上げたつもりでございますが、最後に申しましたように、交通警察官の定員をなるべく増加する、それから地方における警察の交通警察担当の強化ということなどは、十分御指導していただきたい、配慮していただきたい、このことを強く要望いたします。

○團田委員長 太田一夫君。
○太田委員 柏村警察庁長官にお尋ねをいたしますが、このたび御提案にな

りました警察法の一部を改正する法律案は、交通局を分離して独立させることとあります。従ってその交通局の使用命というものは、交通警察に関する事項が主なる任務になる。この交通警察とは何だというと、警察法第二条には「交通の取締をやる」という、この取締まりというのが実はその主たる精神のように考えられる。そうすると取締まりを強化するために交通局を置いて、いよいよこのラッシュ、車両混雑のまっただ中に、もっぱら運転手並びにそれに関連する人たちだけを、きつと取り締まるという方向に行くのじゃないだろうか、世間が非常な憂心暗鬼的な目で見えておられますが、そういう目的はこれの中に含まれておられるのか、そういう意図というのはあるのか、この「交通の取締」という字が入っているから、それとの関連で一つ御見解を承りたいと思えます。

○柏村政府委員 今回の改正の趣旨をいたしますところは、あくまでも道路交通法に申しておりますような交通の安全と円滑化ということが特に重要な度を加えて参りました今日におきまして、これに対処する警察の中央機構というものを整備したいというのがねらいでございます。従いまして、狭い意味の違反に対する取り締まりを強化するということのみに力が注がれるのじゃなくて、むしろそうした違反が起らないで済むようにする、渋滞がちな交通を、非常に困難な情勢化においても、できるだけ総合的な施策を推進して円滑にしていって、企画指導というところに重点を置いていく考えでございます。もっとも狭義の取り締まりに

つきましても、この前に申し上げましたように、非常に複雑な手続で行なっておる現在のいき方を、できるだけ合理的にするといういわゆるチケット制等の採用を考えておるわけでございまして、できますれば今国会に御審議をお願いしたいというふうな心づもりで検討を進めておるわけでございまして、決して狭義の取り締まりを強化するというようなことに力が置かれておる意味のものではないと思えます。御了承をお願いいたします。

○太田委員 狭い意味の取り締まりに重点を置いていないとおっしゃいますが、広い意味の取り締まりには重点があるわけですか。従って私、どうしても苦になることは、今のチケット制を用いられるということは、罰金刑の手続が簡略化されるということであって、出す方からいってならばやはり同じことになる。だからそういう点は、狭義の違反の取り締まりというふうなことに重点を置かぬとおっしゃって

も、運転手、直接その自動車を運転する者から見ますと、交通局の出現というものは、実は非常に恐怖なんです。恐怖というものはおそろしいという感じがずっと流れておる。これはぬぐうべからざる思想、考え方だと思えますけれども、ここに狭い意味の取り締まりでも、強化されるというふうな感じはまずい。狭い意味の取り締まりでも広い意味の取り締まりでも、取り締まりを強化するということが交通の発展というふうな点からいって、今度の改正の着眼点ももう少し積極面を持つという点を、私は強調すべきじゃないかと思うんですが、その辺いかがでございますか。

○柏村政府委員 私の言葉が足りなかったかも知れませんが、まさにおっしゃる通り、積極面に重点を置いておるつもりでございます。

○太田委員 警察法第二条の「警察の責務」というところに、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、それから具体的に「犯罪の予防」だとかどうかいって、「交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。」この第二条というのは、どうしても警察庁の行なうところの、また企画されることその警察交通行政というのを取り締まりだ。従って道交法を作ったら取り締まりがきつくなつて、罰金が増えられた、免許がきつくなつた、こういうことを言うんですよ。それでこの言葉は、制定された当時と違っておるのですから、今日のこの事態、日本の国の交通の現状から照らし合まして、警察行政としての交通の取り締まりというのは、もっとも別な目的を持ってきて、いわゆる高度化してきて、それは先ほどおっしゃった交通の安全と円滑化を中心として、それに妨げのあるものを排除していかうということだ。やむを得ざるものとか善意のものでも何でも罰金をうんと取って云々ということじゃありませんか。

○柏村政府委員 全く一致いたすわけでございまして、私どもも努めてそ

ういう線で広報をいたして参りたいと思っておりますが、その点は一つよろしくお願いをいたします。

○太田委員 柏村長官くらの知恵のある、識見の高い方で、物事が間違わずにいけます。ところが世の中には有象無象がたくさんおられます。それは政界にもおられます。官界にもおられます。それらの連中がとんでもないことを言つて、路線トラックは東京都内に入つてはいけない。六郷川でストップだと言つて、まるで昔の徳川幕府の徳川慶喜公が千代田城に閉じこもつて、上野の山に彰義隊を立てこもつて、西郷さんを中心とする東征軍を六郷川で食い止めたといった、維新のときを思い出すような政策です。このやり方は、これが国民の生命、身体、財産を保護するとか、公共の福祉増進ということになるのかどうか。オート三輪や普通のトラック等はほとんど入るが、路線トラックはゆるゆる鉄にかわるトラックは入ってはいけない、今度交通の円滑化、安全化のもとに、そういう政策を打ち出された。私は業者から頼まれたわけじゃないま

せんよ。業者の反対大会か何かのうあつたというふうなことが、けさの新聞にありましたが、業者が反対するといふのはなほに、国民各層が、これによつて物価の高騰を引き出し、新鮮ないろいろなものの提供が阻害されるということになれば、大きな抵抗を感じることになると思う。例の特別区——東京都内に入ってくる路線トラックを禁止したというこの精神は、今度の交通局の独立の精神と一致するのですか、どうですか。

○柏村政府委員 今回の警視庁におきま

すか、どうですか。

して、東京における交通の渋滞をできるだけ緩和したいというための一つの案を示したわけでございます。その第一次的な規制の方法として、ただいまお話しした路線トラックの屋間乗り入れ禁止措置ということを出しておるわけでありまして、この考え方は、東京に入れないということではなくて、夜入ってくることで済ませるもの、夜運行にならざるものは、できるだけ夜回つてもらえば、それだけ昼の交通が緩和するということ観点から行なわれたものというふう聞いておるわけでありまして、これと同時に、その他の車両等につきましても、一挙に、強制的に制限禁止の措置をとるというのではなしに、関係者の自主的な自制、自粛、統制というふうなものを期待して、何とかして東京都の交通渋滞状況を幾らかでも緩和するようにしたい、しかし今直ちに動く車を、車種に限ってとめてしまおうということは適当でない、従って一日二十四時間を適当に配分しまして、夜にならずに運行のものは、夜に運行してもらおうようにしたいという意図であるわけでありまして、決して切り捨てごめんなる考え方で出しておるものとは私は考えないのであります。またこの及ぼす影響が、非常に大きいということも考えまして、本来東京都公安委員会独自に行なうことも、あるいは法的に見れば可能なことであると思ひますけれども、最終決定をせずに案を示して、各方面の意見を聴取しておるというようなことではございまして、先般とりました警視庁の措置が、そんなに取り締まり一本になっておるといふ考えから出発しておるものでないといふふうに理解しておるわけ

でございます。○太田委員 富永さんが道路交通対策小委員会におきましていろいろお話しやられた話というのは、東京都の公安委員会のとった態度、いわゆる警視庁がとった交通規制の態度というものを心底から支持をして、そうあるべきだ、これは現在でもそうしなければならぬ、また警察の方としては、警察という立場から見た今日の交通の安全並びに円滑化の方途としては、これよりほかにはいい方法がなかったのだというふうなお話があったのです。そこで、それではどうしても警察庁の交通局の使命というのが、取り締まりに偏して、積極的な打開策というものは、くちばしを入れない取り締まりだけの活躍だ、こう考えられる。そこで今一つの例を出したのですが、現在東京都内の交通の混雑というのは、決して路線トラックが混雑をさせているわけではなく、小型のトラックはもとよりのこと、実を言うと、白いナンバーの自家用車ないしは黄色いナンバーならばタクシーの流し、これが非常に大きく障害をしておるのだから、これを何とか規制をするべきじゃないかと言ったのです。そうすると富永さんのお話では、それは自家用車、白ナンバーの取り締まりということになれば、これは運輸省のことだ、運輸行政としての取り締まり、運輸行政の中の何かの規制であるのであって、警察庁の出る範囲でないといふことをおっしゃる。それからも一つは、電柱が道路の肩に立っておるのはまずいことだから、電電公社はこれを取ったらどうか、地下に埋めるか、外に出したらどうかということについては、そのことは警察と

してはけっこうなことで、そうあるべきだと思ふけれども、それは電電公社のおやりになることであり、方針であり、あわせて建設省の御方針というものがあることであって、われわれの容喙するところではない。そうすると、交通難打開のきめ手というのは、建設省とか運輸省に中心があるのであって、いかに警察庁に交通局を設置しても何にもならぬじゃないか、こういう結論らしいような世論が出てくるのです。どうですか、何かあなたの方でそんなことはない、これは当面する交通のひんばんに備えて、安全と円滑化並びに事故防止のための最もよいきめ手だ、こういうことをはっきりと、何かうまくあなたの方で御説明がいたできますか。また説明される義務があると思うのです。○柏村政府委員 私も交通局ができることによつて、現在の非常な困難というものが、淡雪のごとく消えていくなるといふふうな考え方はいたしておりませんし、そういうことはどうして期待すべきものでもないと思ふのであります。しかしながら交通局、少なくとも警察に中央の機構として交通専管の局というものができるといふことになりますれば、今までもわれわれとして交通関係では、各省に対しては、いふん意見を述べて、交通行政についての施策について推進といひますか、各省関係のやつておいたことについての注文をつけておいたわけでございます。それによつても、今度の交通局が出来ますれば、そういう点がさらに強力に發揮できるのではないかと。現在までいふんといふいろいろのことを申しておるわけでございます。警察でできます

問題は、もちろん警察で積極的にいたして参るわけでございます。警察だも、交通の問題というものは、警察だけでできることではございません。しかしながら手をこまぬいて、これはほかの省でやることだからわれわれは容喙しないのだという態度は、絶対的に行政として、警察では警察のやることはやるが、ほかでやつてもらわなければならぬことは、あくまでもこれを強く要望していくということを、今までもやつてきたつもりでございますが、今後さらさらそういう点はやつていきなう。富永君がどう申したか知りませんが、そのこと自体を、警察でできないという意味において、運輸省でやつていただかなければならぬ、建設省にやつていただかなければならぬといふことは申したかと思ひますけれども、そういうことをやつていただくように仕向けていくことは、やはり総合行政の一環にならうものとして、当然の責務であらうと思ひます。交通局ができたから、それが直ちに非常な画期的なものになるといふことを、ここで断言申し上げるわけには参りませんけれども、今までも努力してきた方向と上がつて強く要望できるように、またわれわれとしてもその責務を特に感じて、これからも努力して参るよう相なるといふのであります。各省についての所管事項についても、自分でできないからといって、手をこまぬくといふような考え方は毛頭持っておりません。そういう点については、また各省にやつていただくことについても、今度の交通局ができることに

よつて、目がさらに大きく開いていけるものであらうといふふうに考えるのであります。○太田委員 それでは、今、臨時関係懇談会などがあるわけでありまして、今度交通局ができた後におきましては、そういうところに対しまして、今までの交通の取り締まりの面から見まして、非常に積極対策が不足をしておるから、道路だとかあるいは住宅政策とかあるいはその他大量輸送政策というのが、非常に欠陥が多いから、こういう点を考慮して、取り締まるなどということに重点を置かぬでもしごく円滑に流れていくような方法を、積極的にこうこうこういうことをやられてはどうかというふうな具体案を、あなたの方はそこに出して進言をして、そしてそういうものが政策として出てくることを期待されるような動きも、この交通局ができることによつてなされるのであります。○柏村政府委員 もちろんそういうふうな考えでおります。現在までも決してそういう点について手をこまぬいておったわけではありませんが、警察のできることはこれであるからこれこれやります、しかし立体交差の問題であるとか、あるいは踏み切りの整理統合の問題であるとか、自家用自動車等の車庫常置場所の設置義務の問題であるとか、路面電車の撤去—これは太田さんにまたしかられるかもしれませんが、道路占用工事の調整であるとか、いろいろの点については、今までも申してきておるわけでございますが、そういう点を交通局専任の局長ができ、専管の局ができるということに相なりますならば、さらに集中的にそ

ういう点についても活躍して参る事ができるのじゃないか。関係懇談会等については、特に意見を強く申し上げたいと考えておる次第であります。

○太田委員 関係懇談会では、そんな取り締まりを強化するというような意見というものが、あまり論議されないようであつて、新聞などでもそういう問題は見ておられないのです。私も今日交通混雑を緩和するのに、東京、大阪、こういう二都を中心とするところの交通混雑というのは、問題に入れないはもう一つの大きな国土計画の

そこであつて、決して取り締まりがうまくいかぬから交通の流れが渋滞するとか、あるいはまたどうかということでは私はないと思う。従つて早く道路をどうするか、あるいは交通機関をどうするかというような、他の省の所管に属することが多い。そちらの方がさらに強化されることがこの際望ましい。道路予算をうんと出して、そうして運輸省の行政というものを実情に即するようにして、通産省の車両行政

をやらぬで、そうしてもつぱら国産車の中の日本の国の道路事情に適應した車を適当に作つて、国内販売を制限したつていいじゃないか、残つたものをどんだん外国に売ろうよ、というふうな意味においてやればいいが、無制限に自動車工業を野放しにしておいて、どんだん車を作つて下さい、売らましょ、売らましょ、

そうしておいて外国の方に売らわゆる輸出の方に對してあまり力を入れない。そうしておいて、また逆に外国から大型の車を入れて、そうして観光バ

ス用だとか何用だとかいって出すが、何もひもをつけてみたつて、他に販売されることは今まで制限されておらなかつたから、個人用として一人を乗せて大きな幅で道路を占有して、混雑の中を走つておる、こういうことになると思う。だから通産行政ということに對しても、交通取り締まりということから言えば、円滑と安全の立場から言

えば、これはうんと注文しなければならぬものがあるわけだ。そういう点が中心になると思う。そういう点が中心になると、チケットを發行して罰金を早くというふうなことを幾らやつてみたところで、自動車は減りはない、自動車の走るスピードが上がるわけじゃない、交通は相変わらず混雑すると思う。だから今おつ

しゃつたように、安全と円滑化、事故防止、こういうことが中心となつて推進されるものならば、取り締まりの方向は少々の際手をゆるめてもいいじゃないか。五十キロとか五十五キロ出して、五十キロ超過したからこれは幾らです、五十キロ超過すると、一キロ今何千円ですか、ずいぶん高いですよ、二千円として一万円とられる、千円なら五千円、こういう多額な罰金をとつて、五キロ超過したからといってそれを一件あげて、交通がさあこれで安全になつた、円滑化がはかられるということは、まことに愚の骨頂だと思

う。そんなことよりは、もつともつと根本的な問題にこの際メスを入れることに中心を置かなければ、日本の交通事情は緩和されぬということになる。今あなたの方が交通局を作るといふことは取り締まりなんということでは忘れて、当面取り締まりということじゃな

くて、言葉の上だけはいいですが、あまりひどい行き過ぎたようなことはやらないで、もつとみんなにわかるような、この混雑の中の取り締まりという特殊な具体策を出して、そうして交通の円滑化、安全、人命の尊重という事故防止を推進されることが望ましいと思

う。そういう点ならば私もよくわかると思う。それが取り締まり、取り締まりという言葉が出てくると、どうしても警察は取り締まりが主管だから取り締まりが——これは取り締まりは取り締まりは違ふんだ、決して過酷なことではないのだ、運転手泣かせはしない、こういうように私はだれかが言つてほしいと思う。お前何だ、やり方が悪かつた、標識を見たか、あそこにあるから見てこい、なんて言われたところ、標識は幾らもあるのです。幾らもあるのに、そう一々見ておれませぬよ。一つや二つ見落としますよ。そのときには氣をつけると言つておけばいいじゃないですか。そういうように取り締まりも寛大な取り締まりをしな

がら、人間の心にびたりとくるものを私はやるべきだと思ふ。夜なんか堂々と駐車禁止のところを駐車している車があつたら、そういうものこそ嚴重にやらなければいけないけれども、疲れて疲れて疲れた切つた運転手たちに対して、ちょっとした枝葉末節の違反があるということだけで、嚴重な罰を課されることはまずいと思ふ。だから取り締まりにしても、先ほど来のお話で、警察庁の長官としてこの立案をされた今後の取り締まりの方針としては、決してそんな法律だけを守つて、押しつけて、多くの違反者を出すことをや

る、いわゆる狭い意味の取り締まりに重点を置くものではないということをおっしゃつたから、そういう点において私は理解したいと思ふのですが、あまりそういう罰をとることや免許証を取り上げることに重点を置かれないように、人命の死傷があつた場合は別ですが、そういう実情に即した取り締まりに今後移行される方針であるかと私は理解しますが、その点もう一度あなたの見解を承つておきたい。

○柏村政府委員 先ほど来申し上げましたように、今度のねらいは交通の安全と円滑化ということに重点を置いて、そのための機構の改革でございます。ただ、今お話しのように、まさに重箱のすみをほじくるような取り締まり、そういうものを強化していくというような考えは毛頭ございせん。ただ現状としましては、いかにも無謀運転であるとか、無免許運転等も相当多いわけでございますので、そういう面については従来通り強く取り締まりをしていかなければなりませんけれども、要は交通の安全、円滑化ということについては、警察の責務を十分に果たしてきたい、また、関係各機関についても十分に助言と提案をして参りたいというところにほかならないと思ひます。

○太田委員 あなたのおっしゃる氣持はよくわかるのです。ところが最後になつて、具体的になつたときに、今度の道交法だけをただ一つのことか

らのみ出るといふことになりますと、狭くなるわけですね、道交法だけで交通の円滑化、道交法だけで交通の安全、道交法だけで人命の尊重、混雑の緩

和ということをやろうとしたつて、道交法ではできないということがわかつてゐるのです。ところが交通局のやりどころの法律というものが、どうしても道交法という一本になるような氣がしてしょうがない。道交法は昨年審議をしまして、御説明ではそう行き過ぎのあるものではないと理解しておりましたけれども、さて実際に違反した人たちの裁判があります、簡易裁判所ですか、行つてみましても、もう山のごとくに集まつておつて、これが朝呼び出されて晩まで、ずいぶん長時間かかつていろいろときばきを受けてお

りますけれども、そういう人々を調べてみますと、道路交通法ができてから取り締まりがきつくなつたという氣がする、みんなそう言つておる。ですが、もつと根本を探れば、先ほどの無謀運転というのには白ナンバー、自家用車が多いでしょう。だから自家用車なんか取り締まりをやらなければいけません。取り締まりなら、自家用車も取り締まらなつて、自家用車の中の事故を起し

さないような指導をしなければいけない。わかつておるわけだ、あそここの坊やが外車を持って走つておる、スポーツ・カーを持っておるが、あれはいかぬ、あふなくてしょうがないというのだったら、それは走らさないようにしなければいけません。それからまた自家用車に、今簡単に運輸省が免許証を出しておるとするならば、その免許証を出すときの要件に、もうちょっと何か規制を加えるように御要望なさる必要もあると思ふ。自家用車の規制が今一番おかれておるわけですね。先ほど

も富永さんの話ですが、この自家用車

和ということをやろうとしたつて、道交法ではできないということがわかつてゐるのです。ところが交通局のやりどころの法律というものが、どうしても道交法という一本になるような氣がしてしょうがない。道交法は昨年審議をしまして、御説明ではそう行き過ぎのあるものではないと理解しておりましたけれども、さて実際に違反した人たちの裁判があります、簡易裁判所ですか、行つてみましても、もう山のごとくに集まつておつて、これが朝呼び出されて晩まで、ずいぶん長時間かかつていろいろときばきを受けてお

りますけれども、そういう人々を調べてみますと、道路交通法ができてから取り締まりがきつくなつたという氣がする、みんなそう言つておる。ですが、もつと根本を探れば、先ほどの無謀運転というのには白ナンバー、自家用車が多いでしょう。だから自家用車なんか取り締まりをやらなければいけません。取り締まりなら、自家用車も取り締まらなつて、自家用車の中の事故を起し

さないような指導をしなければいけない。わかつておるわけだ、あそここの坊やが外車を持って走つておる、スポーツ・カーを持っておるが、あれはいかぬ、あふなくてしょうがないというのだったら、それは走らさないようにしなければいけません。それからまた自家用車に、今簡単に運輸省が免許証を出しておるとするならば、その免許証を出すときの要件に、もうちょっと何か規制を加えるように御要望なさる必要もあると思ふ。自家用車の規制が今一番おかれておるわけですね。先ほど

も富永さんの話ですが、この自家用車

規制ということについては一指も染められない。駐車禁止とかスピード取り締まり以外に、どうして自家用車に規制が加えられないのですか。これは長官、どうですか、何かほかに御配慮があるのですか。

○柏村政府委員 自家用車につきましては、直接にその交通を禁止、制限するということは、非常に困難ではないかというふうに考えるわけでございませう。と申しますのは、乗っている目的であるとか、その人の性格であるとか、境遇であるとかいうようなことを一々検討して、これを規制するというようなことは、現在きわめて困難なことではないかと思っております。ただ、自家用車についても、間接的にいろいろな規制の方法がないわけではないと思っております。一つには、積極的な面、バスであるとか地下鉄であるとか、そういう多衆を乗せる交通機関が、きわめて円滑にスピーディに行くというところであり、自家用乗用車でなければ非常に停滞するというようなことでありますれば、自然そういう方面の利用が多くなるということも考えられますし、また都心部において駐車禁止区域というものを徹底して、これを実施していくということになりませうれば、正規の駐車場を持たない者、しょっちゅう中央においてこれを

乗り回すことはできない。そういうところに、これは私の考えでございませうからあるいは合理的でないかもしれませうが、たとえばタクシーの駐車制というふうなことで設けて、そこに行けばだれでも乗れるということにし、自家用乗用車は都心部においては駐車ができないというふうなことになるますれば、自然にある区域からはバスなりあるいはハイヤーを利用することも多くなるというふうなことで、間接的な規制ということは考えていけるのではないかとこのように思っています。私は、先ほど東京都のことについてお話しがございました際申し上げましたが、要は交通の渋滞というものを、いかにして緩和していくかという方向に、やはり国民運動と申しますか、全体がそういう空気になって、できるものからみんな力を合わせてやっていくという空気が必要じゃないか。その中において、警察としてはこの程度のことをやりたいと思う、あなたはこういうことをやったらどうですか、自分はこういうことをやるうということ、みんな方向を一つにきめて、そこに集中してやっていく、だれかが積極的にこういうことをやるとなれば、それはいかぬ、それはいかぬと言つて、みんなでたたきつぶしておいた日には、これは解決しないので、もっといい案を示せばそれに切りかえるということも考えられませうし、とにかく一つの方向に向かつても行き詰まりは非常に目の前に見えてきておるような現状でございませうから、これを打開するために、やはり都民全体がそういう気持ちになって、また関係機関がそういう気持ちになって、積極的な施策をできるだけ進めていく、そこに若干のちぐはぐは出てくるかもしれませんが、そういうことは時を待つて調整されていくのではないかとこのように考えておるわけでありませう。

○太田委員 大へんよくわかりました。一つそういう間違いないように御指導いただいで、交通局を作ったこととがいたずらに取り締まりの強化になって、運転手泣かせにならないように、おっしゃった通りに実行をしていただきたい。いろいろと御方針はありませうけれども、むやみに自動車が増えて、むやみに混雑するものを、単に一部の路線トラックというものをとめるだけのこそ的な手段で取り締まるだけでは、これを切り抜けるというのもまことに不可能な話でございませうので、どうぞそういう点では、積極的な策を推進するという一つのよすがにもなるように御活用いただきたい、御要望を申し上げたいと存じます。

か。別に質疑もないようでありませうので、本案に対する質疑はこれにて終了することといたします。

○園田委員長 他に質疑はありません

○園田委員長 起立総員。よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。(拍手)

○園田委員長 御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

○園田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○園田委員長 次に、去る十五日付託になりました内閣提出の地方交付税法の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

地方交付税法の一部を改正する等の法律案

地方交付税法の一部を改正する等の法律案

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「百分の二十八・五」を「百分の二十八・九」に改める。

第十二条第一項の表を次のように改める。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
1	警察費	警察職員数	一人につき 五九七、九〇〇円
	土木費		
2	道路費	道路の面積	一平方メートルにつき 二五八〇
	橋りよう費	橋りようの面積	一平方メートルにつき 一五六〇〇
3	河川費	河川の延長	一メートルにつき 一八八〇〇
	港湾費	港湾(漁港を含む)の延長	一メートルにつき 三六八三
4	河川の延長		一メートルにつき 二、一七〇〇
	港湾(漁港を含む)の延長		一メートルにつき 四、四〇〇〇

六 業経済費 その他の行政費	業の従業者数	
1 徴税費	市町村税の税額	千円につき 一一九七三
2 戸籍住民登録費	本籍人口	一人につき 三六九三
3 その他の諸費	世帯数	一世帯につき 一四八一六
	人口	一人につき 六五六三八
七 災害復旧費	面積	一平方キロメートルにつき 三三二、〇〇〇
	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき 九五
八 特定償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	一円につき 二五

第十二条第二項の表中

「二十四 高等学校の生徒数」
通府県にあっては最近の学校基本調査の結果による当該道府県立の高等学校（地方自治法（昭和二十二年法律第二十号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の市町村の設置する定時制の課程の高等学校を含む）に、市町村にあっては最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の高等学校に在学する生徒の数

「二十四 高等学校の教職員数」

道府県にあっては公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第八十八号）の規定により算定した当該道府県立の高等学校の教職員定数（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市以外の市町村の設置する定時制の課程の区域内の市町村立の高等学校の定時制の課程に係る校長、教諭、助教諭及び講師の数を含む）に、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の規定により算定した当該市町村立の高等学校の教職員定数（指定都市以外の市町村にあっては、当該市町村立の高等学校の定時制の課程に係る校長、教諭、助教諭及び講師の数を除く）

「二十五 高等学校の生徒数」

最近の学校基本調査の結果による当該地方団体の高等学校に在学する生徒の数

「二十五 盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数」

を「二十六 盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数」に、

「二十六 工場事業場労働者数」

を「二十七 工場事業場労働者数」に、

に、

「二十七 失業者数」	を「二十八 失業者数」に、
「二十八 耕地の面積」	を「二十九 耕地の面積」に、
「二十九 農家数」	を「三十 農家数」に、
「三十 林野の面積」	を「三十一 林野の面積」に、
「三十一 水産業者数」	を「三十二 水産業者数」に、
「三十二 商工業の従業者数」	を「三十三 商工業者の従業者数」に、
「三十三 林業、水産業及び鉱業の従業者数」	を「三十四 林業、水産業及び鉱業の従業者数」に、
「三十四 道府県税の税額」	を「三十五 道府県税の税額」に、
「三十五 市町村税の税額」	を「三十六 市町村税の税額」に、
「三十六 本籍人口」	を「三十七 本籍人口」に、
「三十七 世帯数」	を「三十八 世帯数」に、
「三十八 恩給受給権者数」	を「三十九 恩給受給権者数」に、
「三十九 災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金」	を「四十 災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金」に、
「四十 公共事業費等特定の事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金」	を「四十一 公共事業費等特定の事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金」に改

「第十三条第三項第二号中「納税義務者又は特別徴収義務者」を「人口」に改め、同条第四項第一号以後段として次のように加える。

この場合において、行政権能等の差があることにより経費の額が割高又は割安となるため第三号イの補正の適用される経費については、当該経費の測定単位の数値に当該割高となり、又は割安となる度合に応じて自治省令で定める率を乗じた数値を用いて当該段階補正に係る係数を算定することができるものとする。

道府県の項中

3 河川費	河川の延長	種別補正、態容補正及び寒
4 港湾費	港湾（漁港を含む）におけるけい留施設の延長	種別補正、態容補正及び寒
	港湾（漁港を含む）における種別補正	種別補正

を、

5 その他の土木費
ける外かく施設の延長
段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
種補正、態容補正及び寒冷補正

3 河川費
河川の延長
種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
4 港湾費
港湾（漁港を含む）における種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
港湾（漁港を含む）の延長における種別補正及び密度補正
5 その他の土木費
人口
段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
面積
種別補正、態容補正及び寒冷補正
海岸保全施設の延長
密度補正

3 高等学校費
生徒数
種別補正、態容補正及び寒冷補正
3 高等学校費
教職員数
種別補正、態容補正及び寒冷補正
生徒数
種別補正、態容補正及び寒冷補正

3 港湾費
港湾（漁港を含む）における種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
港湾（漁港を含む）の延長における種別補正
ける外かく施設の延長における種別補正
4 都市計画費
都市計画区域における人口
段階補正、態容補正及び寒冷補正

3 港湾費
港湾（漁港を含む）における種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
港湾（漁港を含む）の延長における種別補正
ける外かく施設の延長における種別補正
4 都市計画費
都市計画区域における人口
段階補正、態容補正及び寒冷補正

4 都市計画費
都市計画区域における人口
態容補正
3 高等学校費
生徒数
種別補正、態容補正及び寒冷補正
3 高等学校費
教職員数
種別補正、態容補正及び寒冷補正
生徒数
種別補正、態容補正及び寒冷補正

3 港湾費
港湾（漁港を含む）における種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
港湾（漁港を含む）の延長における種別補正
ける外かく施設の延長における種別補正
4 都市計画費
都市計画区域における人口
態容補正
3 高等学校費
生徒数
種別補正、態容補正及び寒冷補正
3 高等学校費
教職員数
種別補正、態容補正及び寒冷補正
生徒数
種別補正、態容補正及び寒冷補正

改める
第十三条第六項本文中「連乗」を「自治省令で定めるところにより連乗又は加算」に改め、同項ただし書を削る。
第十四条第二項中「個人に對する道府県民税の所得割については、地方税法の一部を改正

する法律（昭和三十六年法律第七十四号）による改正前の地方税法（以下「旧地方税法」という。）に定める所得割の課税総額の算定に用いる標準率とし、個人に對する市町村民税の所得割については、旧地方税法に定める標準率とする」を「個人に對する市町村民税の所得割については、地方税法第三十四条の三第一項の規定により準ずるものとされる所得割の税率を基礎として自治省令で定める率とする」に改め、同条第三項の表道府県の項中

2 所得割
当該道府県の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度の所得税額
2 所得割
当該道府県の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度の所得税額並びに前年度の所得税の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び所得税額
4 道府県たばこ消費税
当該道府県の区域内における前年度中のたばこの小売売上額
4 道府県たばこ消費税
前年度の道府県たばこ消費税の課税標準額

改め、同表市町村の項中
2 所得割
当該市町村の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度の所得税額及前年度の所得税の課税の基礎となつた納税義務者等の数
4 市町村たばこ消費税
当該市町村の区域内における前年度中のたばこの小売売上額
4 市町村たばこ消費税
前年度の市町村たばこ消費税の課税標準額

（臨時地方特別交付金に関する法律の廃止）
第二条 臨時地方特別交付金に関する法律（昭和三十五年法律第六十八号）は、廃止する。
附則
1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十七年度分の地方交付税から適用する。
2 昭和三十七年度に限り、道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用を次項の規定により算定した測定単位の数値に乘じて得た額を加算した額とする。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位	費用
道府県	高等学校生徒急増対策費	公立の高等学校の増加生徒数	一人につき	一人につき	一六、〇〇〇円〇〇銭
					私立の高等学校の増加生徒数

このほか昭和三十八年度から昭和四十年年度までの間における高等学校生徒の急増に対処するための特例として、基準財政需要額の加算の措置を講ずる必要があります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。

次に、この法律案の内容の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一は、地方交付税法の改正に関する事項であります。

その一は、地方交付税の率を引き上げることであります。国税三税に対する地方交付税の率は、昭和三十四年度以降百分の二十八・五とされておりますが、地方公務員の退職年金制度の創設その他明年度の地方財政の状況全般を勘案いたしまして、昭和三十七年度からこれを百分の二十八・九と、〇・四％引き上げることとしたのであります。

その二は、単位費用を引き上げて基準財政需要額を増額することであり

ます。

道府県分につきましては、(イ) 道路整備五カ年計画に基づく道路整備事業の実施その他公共投資の充実に必要な財源を付与するため、道路費、農業行政費及び林野行政費の単位費用を引き上げ、(ロ) さらに、投資的経費を包括的な算入するため、その他の諸費の人口及び面積を測定単位とするものにかかる単位費用を引き上げることとしたのであります。

市町村分につきましては、道路及び街路、公園、公共下水道、し尿処理施設等、都市における施設の整備に要する経費及び農山漁村における投資的経費の充実はかるため、道路費、都市

計画費、衛生費、農業行政費及びその他の産業経済費の単位費用を引き上げることとしたしております。

さらに、道府県分、市町村分を通じて、(イ) 生活保護基準の引き上げ、結核予防行政の充実、失業対策事業にかかる労力費の引き上げ等により増加する社会保障関係経費の財源を付与するため生活保護費、社会福祉費、衛生費及び労働費にかかる単位費用を引き上げ、(ロ) 税外負担の解消をさらに促進するため、道府県分、市町村分を通じて高等学校費にかかる単位費用を、市町村分については、さらに小学校費、中学校費等の単位費用等をそれぞれ引き上げることとし、そのほか、(イ) 地方公務員の退職年金制度の創設、給与改定の平年度化、昇給等に要する経費の財源を基準財政需要額に算入するため、関係行政項目の単位費用を引き上げることとしたのであります。

その三は、補正方法の改正に関する事項であります。

道府県分につきましては、(イ) 河川費、港灣費及びその他の土木費のうち、海岸保全施設の延長を測定単位とするものにつき、これらの測定単位により算定される投資的経費を、より各道府県の財政需要の実態に適合させるため、新たに当該道府県の人口または事業費と当該測定単位の数値との割合を基礎とした密度補正を行なうこととし、(ロ) 高等学校費について、測定単位として新たに教職員数を設けたため、これについて種別補正その他の補正を行なうこととしたのであります。

市町村分におきましては、府県分と同様港灣費に事業費を基礎として密度補正を適用するほか高等学校費につ

て測定単位の新設に伴い所要の補正を行なうこととしたのであります。

なお、今後、補正係数を定めるに当たりましては、弱小の市町村に対する財源の傾斜的充実はかるため、都市的形態の度合いに応じて定めている態容補正係数を改正し、その格差を縮小することとするほか、財政力に比し公債負担の大きい市町村の公債負担の軽減をはかるため、市町村が国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業の財源に充てるため起こした地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入することとしたり、財政力補正を適用することとしたりと考えております。

その四は、測定単位の改正に関する事項であります。

昨年の国会におきまして、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律が成立いたしましたので、高等学校に要する経費のうち教職員の給与費につきましては、教職員数を測定単位として算定することといたしました。

その五は、高等学校生徒の急増対策に関する事項であります。

御承知の通り、昭和三十八年度から昭和四十年度までの間におきまして、中学校を卒業する生徒が急増いたしましたので、地方団体といたしましては、これに対処するため高等学校の新増設等この整備を計画的に進めていく必要があるものであります。そこで政府は明年度における整備事業費を総額百五十億円と見積もり、これについて所要の財源措置を講ずることとしたのであります。

すなわち、この百五十四億円のうち、十三億円を国庫支出金で五十億円

を地方債で措置することとし、残額の九十一億円は、これを基準財政需要額に算入することとしたのであります。

すなわち、本法律案の附則におきまして、昭和三十七年度の特例措置として高等学校生徒急増対策費を設けることとし、昭和三十八年度から昭和四十年度までの間に増加すると見られる高等学校生徒数を測定単位として所要の経費を算定し、これを基準財政需要額に加算することとしたのであります。

なお、高等学校生徒急増対策費は、原則として道府県について算定するものとし、例外として五大都市につきましては、その生徒数を基礎として所要の経費を算定することとしたのであります。

また、私立学校に対しましても、この期間中に急増する生徒の一部の収容を期待しておりますので、私立の高等学校の増加生徒数を測定単位として、私立高校援助のための都道府県の所要経費を算定することといたしました。

その六は、基準財政収入額の算定方法の改正に関する事項であります。

すなわち、別に御審議いただいております地方税制度の改正によりまして住民税、たばこ消費税の課税方法が改められますので、基準財政収入額の算定方法も、これに応じてその一部を改めることとした次第であります。

第二は、臨時地方特別交付金に関する法律の廃止に関する事項であります。

今回、明年度の地方財政の状況全般を考慮して地方交付税率の引き上げを行なうこととしたし、これに伴い、臨時地方特別交付金を廃止することとし

たのであります。

なお、以上の改正に関連いたしました関係法律の規定の一部を改正することとしたのであります。

以上が地方交付税法の一部を改正する等の法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

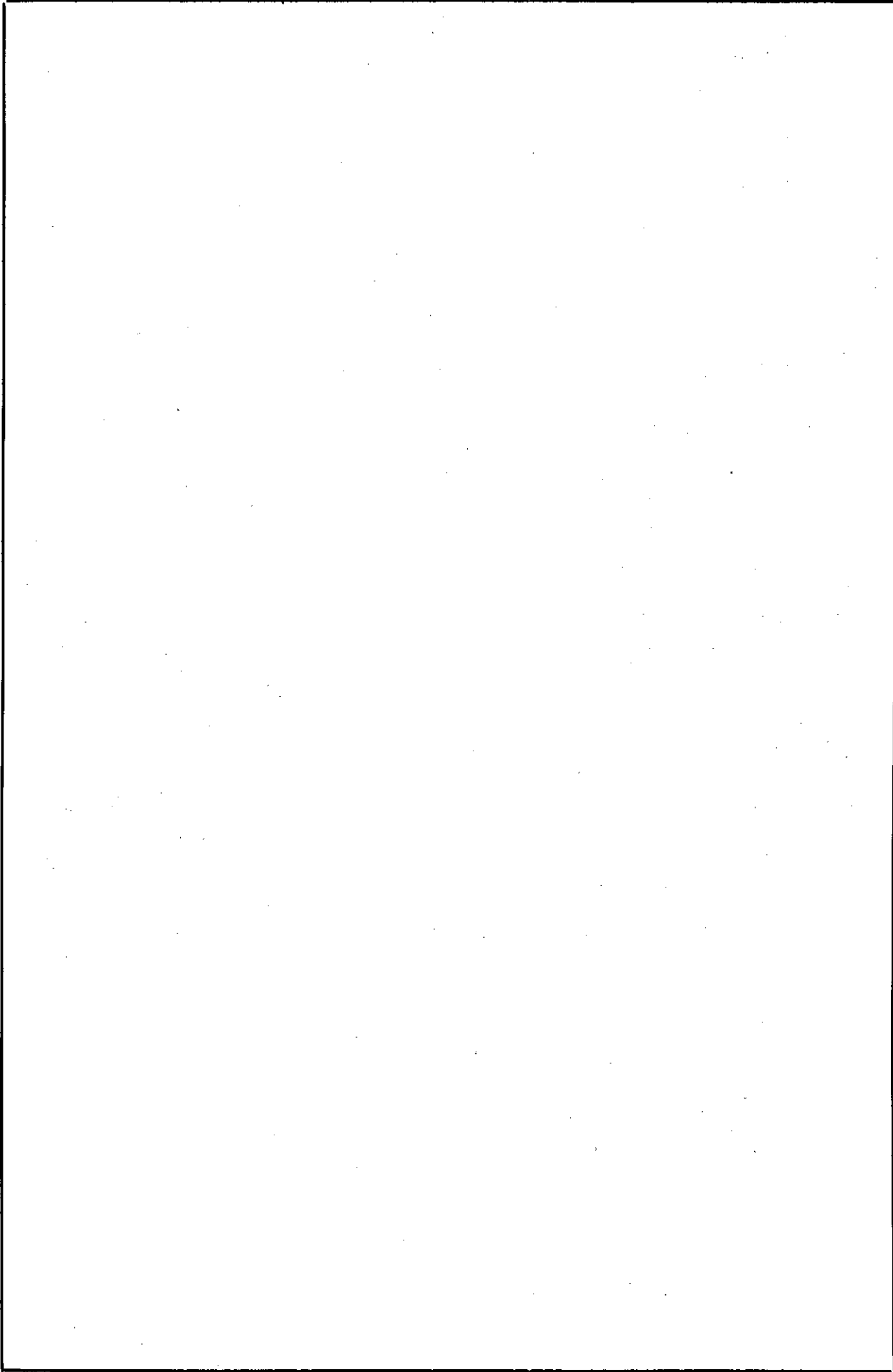
○園田委員長 以上で説明は終わりました。

なお、本案についての質疑は後日に譲ることといたします。

次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十四分散会

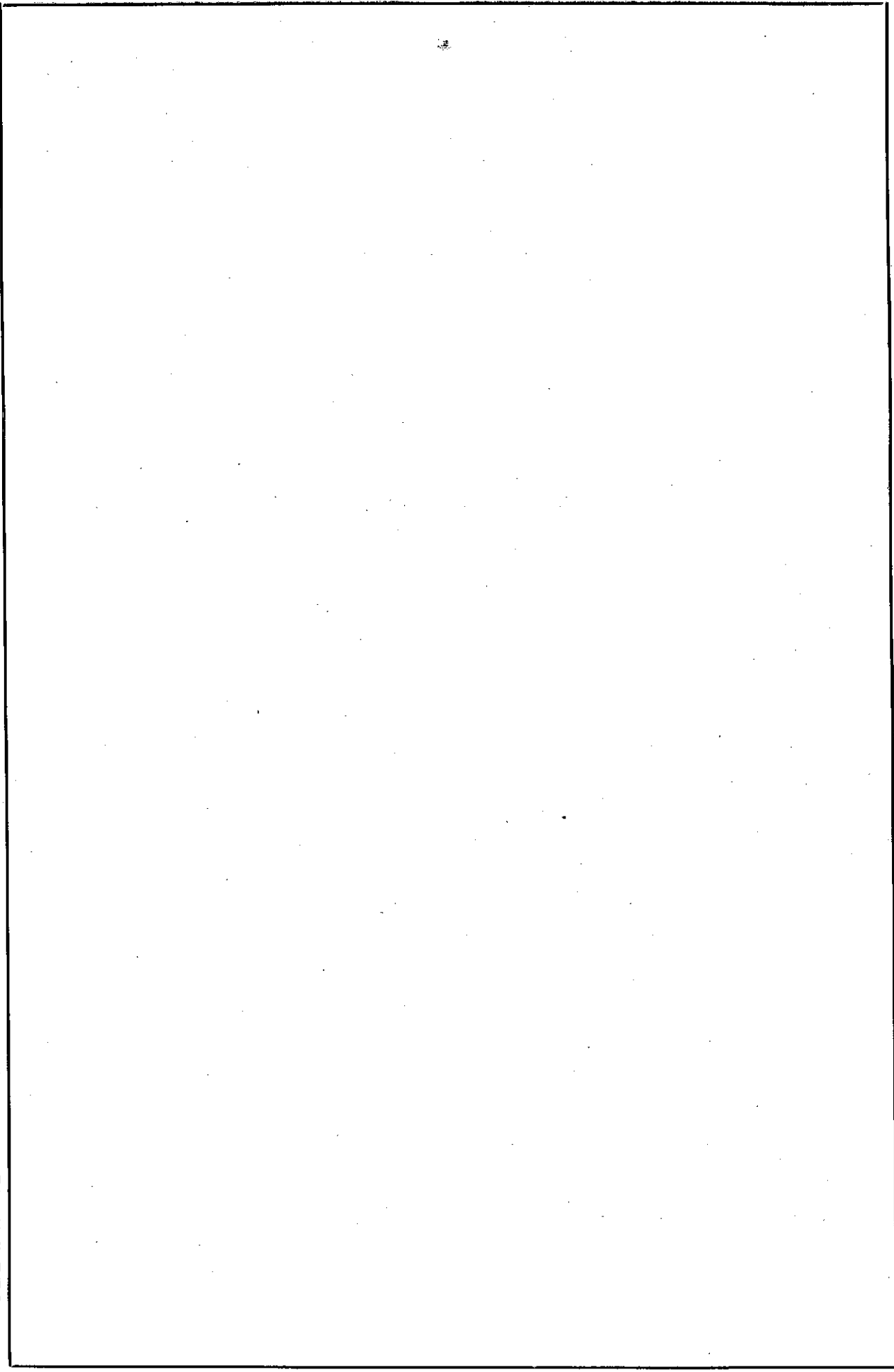
〔参照〕
警察法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕



第一類第二号

地方行政委員会議録第十二号

昭和三十七年二月二十日



昭和三十一年二月二十四日印刷

昭和三十一年二月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局